

仙台明治青年大学個人情報取扱規程

1. 目 的

この取扱規程は、個人情報の適正な取扱いについて、必要な事項を定め、個人の権利利益の保護及び本大学の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

2. 個人情報の申告

個人情報は本人が、入学時に、所定の学籍簿用紙に正確に記入、申告するとともに、変更あるときは直ちに同期会代表を通じ、総務部長に修正申告しなければならない。

3. 個人情報の管理

学籍簿は在校生、休学者、退学者毎に分類整理し、保管する。

個人情報は正確かつ最新の状態に保ち、情報の漏洩、改ざん、滅失、き損等を防止すること。

4. 電算化処理による運用

学籍簿の情報は電子計算機に一括入力し、必要ある都度、編集、検索、出力の処理を行う。この電算化処理作業は総務部長の指名する者が行う。又、記憶媒体は総務部長が保管する。

5. 開示の実施

要覧には学生番号、期、氏名のみ表示する。

同期会・クラブ・同好会が個人情報の追加開示を必要とするときは、所定の様式で総務部長に申し込むこと。追加開示する項目は住所、電話・FAX番号とする。

なお、同期会、クラブ・同好会では、個人情報を厳正、適切に管理すること。

6. 個人情報の秘匿、保管義務

個人情報に携わる担当者又は担当者であった者は、役割上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

学生は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保管、取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

7. 取扱規程の改正

この取扱規程は運営委員会で出席人員の過半数の賛成で決する。

8. 取扱規程の施行

この取扱規程は平成18年4月7日より施行する。